## 議案第81号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

## (提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う下水道法の改正により、排水施設の構造の基準を定める必要 があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例(昭和44年条例第33号)の一部を次のように改正する。

「 目次中「第1章 総則(第1条・第2条)」を 第1章の2 公共下水道の構造

に改める。 (第2条の2・第2条の3)<sub></sub>

第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造の基準」を加える。

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
- 第2条の次に次の章名及び2条を加える。

第1章の2 公共下水道の構造

(公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準)

- 第2条の2 公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
  - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
  - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
  - (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
  - (5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。
  - (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、 かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるもの とすること。
  - (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置

その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その 他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、 密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

- 第2条の3 前条の規定は、次に掲げる排水施設については、適用しない。
  - (1) 工事を施行するために仮に設けられる排水施設
  - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる排水施設

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
目次	目次	
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)	
第1章の2 公共下水道の構造(第2条の2・第2条の3)		章名の追加
第2章	第2章	
	~ } 省略	
第6章	第6章	
付則	付則	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 市は、都市の健全な発達及び市民の環境衛生の向上に	第1条 市は、都市の健全な発達及び市民の環境衛生の向上に	
寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目	寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目	
的として小金井市下水道を設置し、その管理及び使用並びに	的として小金井市下水道を設置し、その管理及び使用につい	用語の整備
施設の構造の基準については、下水道法(昭和33年法律第		
79号。以下「法」という。) その他の法令で定めるものの		
ほか、この条例の定めるところによる。	ところによる。	
(用語の定義)	(用語の定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、		
それぞれ当該各号に定めるところによる。	それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 省略	(1) 省略	
② 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。		号の追加及
(3)	(2)	び繰下げ
<u>(11)</u> J	( <u>10)</u> J	

第1章の2 公共下水道の構造

(公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準)

- 第2条の2 <u>公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準は、</u> 次のとおりとする。
  - (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
  - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、 多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
  - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に 支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを 除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散 を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられてい ること。
  - (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつて は、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は 腐食を防止する措置が講じられていること。
  - (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう 地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が 講じられていること。
  - (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
  - (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分に あつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じ られていること。

排水施設の 構造基準新 設に伴う章 の追加

- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水に より気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置 その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられている こと。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) <u>ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。</u>

(適用除外)

- 第2条の3 前条の規定は、次に掲げる排水施設については、 適用しない。
  - (1) 工事を施行するために仮に設けられる排水施設
  - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる排水 施設

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。